○農林水産省告示第五百五十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年三月一日　第十七号

二　登録認定機関の名称及び住所
特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会　東京都千代田区外神田六丁目十五番十一号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都千代田区外神田六丁目十五番十一号

○農林水産省告示第五百五十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年三月一日　第二十三号

二　登録認定機関の名称及び住所
社団法人奈良県植物防疫協会　奈良県奈良市登大路町三十番地

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
奈良県
(2)　認定を行う事業所の所在地
奈良県奈良市登大路町三十番地

○農林水産省告示第五百六十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年三月一日　第二十四号

二　登録認定機関の名称及び住所
財団法人日本穀物検定協会　東京都中央区日本橋兜町十五番六号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内並びにアメリカ合衆国及び中華人民共和国
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都中央区日本橋兜町十五番六号

○農林水産省告示第五百六十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年三月一日　第二十六号

二　登録認定機関の名称及び住所
財団法人日本食品分析センター　東京都渋谷区元代々木町五十二番一号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内及び中華人民共和国
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都渋谷区元代々木町五十二番一号

○農林水産省告示第五百六十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年四月六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年三月十日　第三十九号

二　登録認定機関の名称及び住所
特定非営利活動法人赤とんぼ　新潟県新発田市月岡温泉六百七十番地一

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
山形県、福島県、群馬県、新潟県、富山県及び長野県
(2)　認定を行う事業所の所在地
新潟県新発田市月岡温泉六百七十番地一